

申告相談会について

期間 2月16日(月) ▷ 3月16日(月)

時間 午前9時～午後4時

会場 湯沢町役場 西館1階 会議室1(企画産業観光部隣)

申告相談に必要なもの

- ①預金通帳等口座番号がわかるもの
- ②給与所得者、年金受給者の方は源泉徴収票
- ③事業所得(営業・農業)や不動産所得がある方は、収支内訳書とその資料
- ④配当所得や一時所得、その他の収入のある方は、その資料
- ⑤各種控除を受ける方は、そのための明細書や領収書、証明書
- ⑥マイナンバーカードまたは番号(マイナンバー)確認書類と身元確認書類(※1)
- ⑦税務署からお知らせ「はがき」または「通知書」が届いている方は、その通知
- ⑧利用者識別番号をお持ちの方はその番号がわかる書類(※2)

月	日	対象地区
2月	16日(月)	小原・古野二・一之町
	17日(火)	宮林・土樽・駿通
	18日(水)	原新田・旭原・上中
	19日(木)	田中・小坂・楽町
	20日(金)	堰場・西原・谷地
	※24日(火)	全町
	※25日(水)	
	26日(木)	平沢・滝ノ又・下中
	27日(金)	戸沢・谷後・幅下
	28日(土)	七谷切・松川・諏訪
3月	2日(月)	大島・八木沢・中子・土樽スキー場
	3日(火)	芝原・中里・愛宕
	4日(水)	栄町・萩原・堀切
	5日(木)	添名・岩原高原・布場・滝沢
	6日(金)	三俣1・三俣2・原・西中
	9日(月)	浅貝・二居・西山
	10日(火)	古野一・湯元・下熊野
	11日(水)	上熊野・石白・湯鉄神立
	12日(木)	
	13日(金)	全町
	16日(月)	

※2月24、25日には、税理士無料相談を実施しています
(譲渡所得、相続税および贈与税等、相談に応じられないものもありますのでご了承ください)。

- ・事前予約はありません。会場に設置している番号札を取ってお待ちください。
- 申告の内容によっては番号順にならない場合がありますが、ご了承ください。
- ・できるだけご自分の対象地区の相談日に合わせてお越しください。(ご都合がつかない場合は、他の地区の相談日でも可能です。)

申告相談におけるお願い

収支内訳書や医療費控除の明細書、その他各種内訳書等については、ご自宅で作成してからお越しください。作成されていない場合、ご自身で作成していただいてからの相談受付となります。

なお、2月24、25日に税理士による作成指導を行いますので、ぜひご利用ください。

(※1)マイナンバーについて

マイナンバーが分かる番号確認書類と身元確認書類の提示が必要です。配偶者、扶養親族および事業専従者についても、番号確認書類の提示が必要です。

【本人確認(番号確認および身元確認)例】

- ・例1 マイナンバーカード(番号確認と身元確認) マイナンバーカードのみで番号確認と身元確認が1枚できます。
- ・例2 通知カード※、マイナンバー記載の住民票(番号確認)
+運転免許証など(身元確認)

※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

(※2)町の申告相談会場における利用者識別番号の取得について

申告相談会で作成した確定申告書を小千谷税務署に電子送信するには、申告者一人ひとりの利用者識別番号(国税庁が発行)が必要です。お持ちでない方には、町職員が会場にて利用者識別番号の発行手続きをいたします。当会場で発行した利用者識別番号は、ご自身でe-Tax(電子申告)する際には使用できませんのでご了承ください。

重要

①平成31年以降に申告相談に来られた方には利用者識別番号を発行しています。その後、利用者識別番号を変更した方は、変更後の番号がわかる書類をお持ちください。

②小千谷税務署から利用者識別番号(ID・パスワード)の発行を受けた方は、その番号がわかる書類をお持ちください。

※①および②の番号がわかる書類をお持ちいただけない場合、新たな番号を発行させていただく場合があります。